

(1) 犯罪に強い地域社会の確立

現状と課題

- 県内の刑法犯認知件数は平成16年以降減少を続けているものの、県民を不安に陥れる殺人などの凶悪事件が発生し、また特殊詐欺[※]はすべての世代で被害が続発しているなど、依然として厳しい治安情勢にあります。
- 県内では、殺人や誘拐事件などの凶悪犯罪の前兆とみられる声掛け・つきまとい事案やストーカー・DV事案が、また、全国では、登下校時における子どもを対象とした殺傷事件等、子どもや女性の安全を脅かす事案が多発しており、その安全確保に対して、迅速・的確な取り組みが求められています。
- インターネットや携帯電話利用等による犯人の匿名化及び犯罪の広域化が進み、犯人の特定がより困難となっており、科学捜査力や情報分析能力をはじめとする事案対処能力の向上が不可欠です。また、潜在化する暴力団に対抗するため、県民、企業及び警察が一体となった暴力団排除意識の高揚が必要です。
- 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も二次的被害[※]に苦しんでいます。犯罪被害者等の視点に立った支援施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現が必要です。
- 刑法犯認知件数や刑法犯少年の検挙補導人数が減少する中、再犯者率・再非行率は依然として高く、犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを支援することにより、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現することが必要です。

これからの基本方向

- 県と県民、事業所が一体となった地域安全活動のさらなる展開を図るほか、警察官による警戒・パトロールの強化など総合的な犯罪防止対策を推進します。
- 子どもや女性、高齢者を犯罪被害から守るため、地域や関係機関と連携した取り組みを強化し、安全確保対策を推進します。
- 科学捜査力や情報分析能力の高度化など事案対処能力を向上させるとともに、客観証拠を重視した捜査を推進し、重要犯罪や特殊詐欺など県民に不安を与える犯罪を徹底検挙します。
- 行政、県民及び事業所と一体となった暴力団排除活動のほか、暴力団による犯罪の取締りなど組織犯罪対策を推進します。
- 犯罪被害者等の損害回復・経済的支援や精神的・身体的被害の回復・防止など、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進します。
- 犯罪被害者等の視点を強く意識し、国の関係機関や民間団体と連携して再犯の防止等に関する施策を推進します。

主な取り組み

① 安全・安心なまちづくりの推進

- 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪防止・検挙対策の推進
- 街頭防犯カメラの設置促進など犯罪の防止に配慮した環境の整備
- 自主防犯パトロール隊に対する支援等地域住民の自主的な防犯活動の促進
- 地域住民の安全と安心のよりどころとなる地域における警察力の強化
- 条例に基づく「子どもの安全対策」及び「特殊詐欺等被害防止対策」の推進

見直し委員から一言
複雑化・多様化する犯罪に対して、官民が一体となった防犯対策が必要です。



② 子ども・女性・高齢者を犯罪被害から守る取り組みの強化

- ストーカー・DV事案等への迅速・的確な対応の強化
- 県民一体となった登下校時における子どもの安全確保対策及び児童虐待事案対応の強化
- 子どもや女性に対する声掛け・つきまとい事案等への迅速・的確な対応の強化
- 高齢者を中心とした特殊詐欺等の被害撲滅に向けた取り組みの強化

③ 犯罪検挙対策の推進

- 重要犯罪等の徹底検挙に向けた初動捜査体制の強化
- 匿名化、広域化が進む特殊詐欺検挙対策の強化
- 科学捜査力や各種捜査支援システム[※]の充実・強化
- サイバー犯罪・サイバー攻撃対策の強化
- 大規模イベントを見据えた各種テロ対策の推進



自主防犯パトロール隊との協働による児童の見守り活動

④ 暴力団等組織犯罪対策の推進

- 行政・県民・事業所が一体となった暴力団排除活動の推進
- 暴力団、暴力団共生者[※]等の取締りと犯罪収益の剥奪
- 暴力団離脱者に対する社会復帰対策の推進

⑤ 犯罪被害者等の支援施策の推進

- 総合的な対応窓口の充実・強化、支援関係機関等の連携など支援体制の整備
- 犯罪被害者等のニーズに即した情報提供や助言、市町村との連携による犯罪被害者等見舞金の支給などきめ細かい支援
- 公益社団法人大分被害者支援センターが行う活動への必要な支援の充実
- 二次的被害の防止、支援の必要性についての県民等の理解増進



初動捜査における現場鑑識活動

⑥ 再犯の防止等に関する施策の推進

- 就労・住居の確保など犯罪をした人等の立ち直り支援施策の推進
- 再犯防止に取り組む国の関係機関や民間団体との連携強化及び広報啓発活動の推進

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
刑法犯認知件数(件以下)	26	5,384	4,760	3,331	2,850
特殊詐欺被害件数(件以下)	26	186	140	126	90

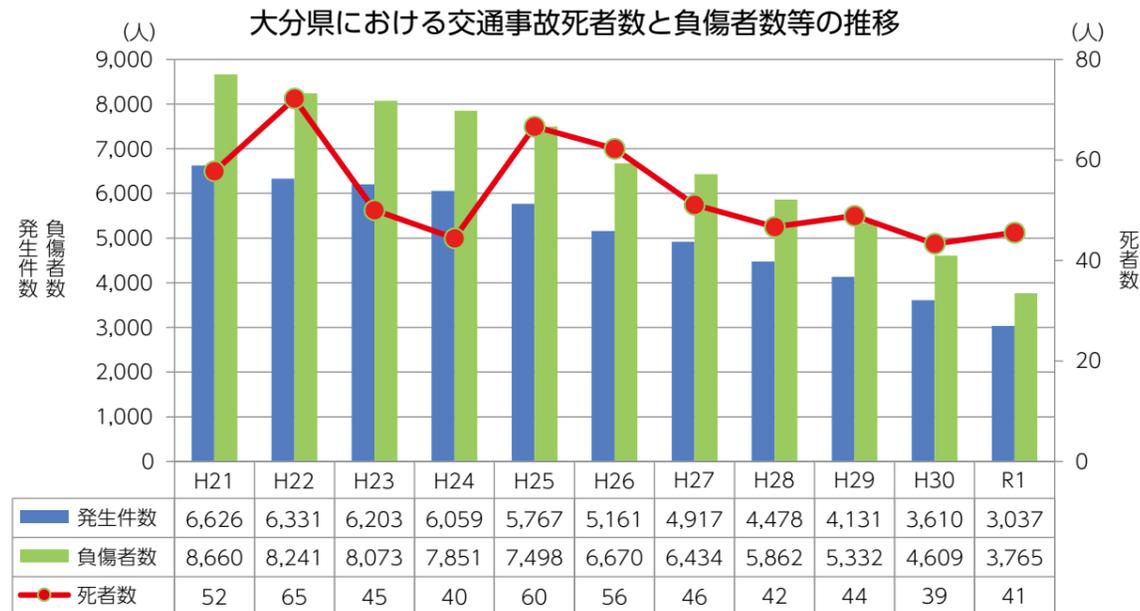
(2) 人に優しい安全で安心な交通社会の実現

現状と課題

- 交通事故件数や負傷者数は減少傾向にあるものの、高齢化の進行に伴い、高齢者が当事者となる死亡事故が高い割合を占めています。
- 道路横断中の死亡事故が多発していることから、横断歩道における歩行者保護をはじめとした交通ルールの遵守と交通マナーの向上が求められています。
- いわゆるあおり運転による交通事故等が全国的に問題になっているとともに、依然として飲酒運転等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が発生しています。
- 高速道路網の整備等により、観光客や物流等交通量の増加が見込まれることから、交通渋滞や高速道路での重大事故の防止が求められています。

これからの基本方向

- 高齢の運転者・歩行者両面からの交通事故防止対策をはじめ、県民一人ひとりの交通安全意識を高揚させるための方策を推進します。
- 交通事故原因の分析高度化により、事故の発生実態を詳細に分析し、交通事故多発場所・路線・時間帯等における交通事故抑止に資する交通指導取締りを一層推進します。
- 高速道路も含めた交通の安全と円滑を図るため、道路管理者等の関係機関・団体と連携を強化し、交通安全施設などを計画的に整備します。



主な取り組み

① 交通安全意識の高揚

- 行政と関係機関・団体とが連携した総合的な高齢者の交通事故防止対策の推進
- 交通安全意識高揚に向けた県民総参加の交通安全活動の推進
- 参加・体験型の段階的・体系的な交通安全教育の推進
- 家庭、学校、事業所、地域などにおける啓発活動の充実
- 交通安全情報など県民に対する分かりやすい情報発信

見直し委員から一言
横断歩道での歩行者優先など、交通安全教育の充実が必要です。



県民等の協働による交通安全活動



高齢歩行者に対する参加・体験型講習

② 交通秩序の確立

- 交通事故の実態を踏まえた交通指導取締りと情報発信
- 飲酒運転やいわゆるあおり運転など悪質・危険な運転行為の根絶に向けた取り組みの強化
- 良好な自転車交通秩序を実現するための施策推進

③ 交通環境の整備

- 高齢歩行者や障がい者等誰もが安心して利用できるユニバーサルデザイン^{※)}の考え方を踏まえた信号機等交通安全施設や歩道の整備推進
- 生活道路、通学路及び事故危険箇所等を対象とした交通安全施設等の重点的な整備推進
- 交通管制システム^{※)}や信号機の高度化による安全で円滑な交通環境の整備推進
- 道路管理者と連携した各種安全対策の推進

④ 交通事故被害者等支援の充実

- 交通事故被害者等に対する交通事故相談及び交通遺児等に対する支援の充実

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
交通事故死者数(人以下)	26	56	41	39	35
交通事故負傷者数(人以下)	26	6,670	6,100	4,609	4,100

(3) 消費者の安心の確保と動物愛護の推進

現状と課題

- 商品やサービスの多様化により、高齢者や若者だけでなく、あらゆる世代を狙った巧妙な手口の悪質商法やインターネットを介した契約トラブル等に関する苦情相談は複雑多様化、深刻化しており、相談体制の充実が求められています。
- 消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的・合理的に行動することができるよう学校、地域、家庭、職域など様々な場における消費者教育[※]の推進が求められています。特に、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害の未然防止を図るため、学校における消費者教育の充実・強化が必要です。
- 様々な消費者のニーズに対応する商品やサービスの安全・安心を確保するため、事業者に対する監視指導の強化を図ることが必要です。
- 入浴施設や理美容所などの生活衛生関係施設[※]の営業形態は多様化するとともに、レジオネラ症[※]患者が年々増加するなど、生活衛生に関する新たな健康被害や苦情、感染症に対する迅速で的確な対応が求められています。
- 動物愛護管理を推進する拠点施設として新たにおおいた動物愛護センターが設置され、人と動物が共生する社会の実現がこれまで以上に期待されています。

これからの基本方向

- 消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、被害情報の早期把握や消費者の特性に配慮した情報提供を行うとともに、地域において消費者団体や福祉関係団体などが連携し、高齢者が消費者被害に遭わないよう見守る体制づくりを推進します。
- ライフステージに応じた消費生活に関する教育を関係機関と連携して体系的に推進します。特に若年者の被害防止のため、学校における消費者教育を充実します。
- 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するとともに消費者の利益を守るため、公正な消費者取引や安全・安心な商品・サービスの提供の確保を推進します。
- 市町村をはじめ消費者団体など関係機関との連携・協働により、地域に根ざした消費者主体の取り組みを推進します。
- 県民生活に密着した生活衛生関係施設を安心して利用できるよう、衛生水準の向上に努めます。
- おおいた動物愛護センターを中核に、飼い主の飼育マナーの徹底や犬・猫の譲渡、不妊去勢などの取り組みを推進し、放棄される犬・猫の殺処分を減らすとともに、「犬・猫など身近にいる動物と人が共生する社会の実現」を目指します。

主な取り組み

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

- 高齢消費者の被害防止に向けた地域の見守りの促進
- ライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進
- 相談員の養成・資質向上研修などによる相談体制の強化
- 取引行為等の適正化に向けた事業者指導等の強化

2 市町村や消費者団体等との連携・協働

- 相談員資質向上研修など市町村の消費生活相談体制の充実に向けた支援
- 市町村の消費者啓発に携わる人材の育成支援
- 消費者団体などの自主的活動への支援

3 生活衛生関係施設の衛生水準の向上

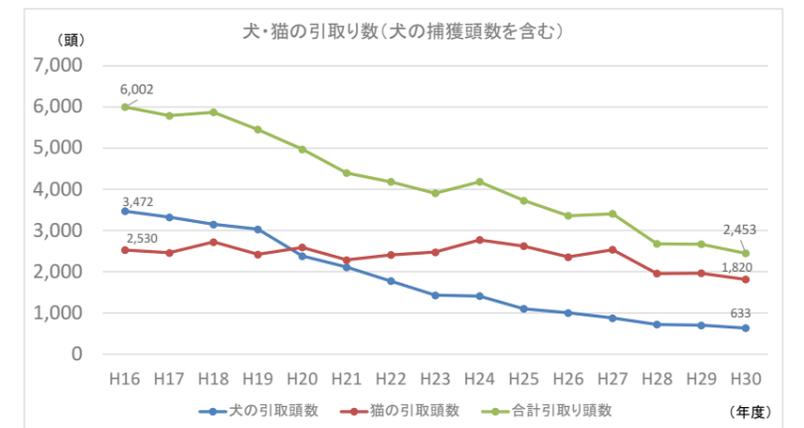
- 衛生講習会や試験検査による感染症対策の強化と迅速・的確な監視指導の実施
- 生活衛生関係団体と連携した自主衛生管理体制の充実

4 人と動物が共生できる社会の推進

- ボランティアや協力団体と連携した犬・猫の譲渡の推進
- 動物（ペット）の所有者明示やしつけ、適正飼育の推進
- 大規模災害時の被災動物対策の推進
- おおいた動物愛護センターのドッグラン・多目的広場を活用した情報発信の推進
- 小学生や未就学児童を対象とした動物愛護教育、動物由来感染症[※]などの知識の普及啓発の推進
- 譲渡する犬・猫の不妊去勢手術や負傷時の治療の推進
- 飼い主のいない猫の繁殖抑制対策の推進



犬・猫の譲渡会(動物愛護センター)



目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
消費生活相談あっせん解決率(県・市町村)(%)	26	93.6	94.8	89.0	96.4
犬・猫の引取り数(犬の捕獲頭数を含む)(頭以下)	30	2,453	-	2,453	1,500

(4) 食の安全・安心の確保

現状と課題

- 食材偽装、食品への異物混入等の食品に関わる問題が依然として発生しており、食品に対する不安や不信感を払拭し、安心と信頼の確保が重要になっています。
- 食中毒、食物アレルギー等による健康被害が発生しています。健康被害を最小限に抑えるには、生産から消費に至るまでのフードチェーン[※]の各段階での対策が必要です。
- 食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全をさらに確保するため平成30年6月に食品衛生法が改正され、令和3年6月までにすべての食品取扱事業者へ HACCP[※]に沿った衛生管理の導入が義務づけられました。



HACCPワークショップ型セミナー



食品衛生の監視・指導

これからの基本方向

- 県民が安心して食生活を送るために、生産から消費に至る各段階で、関係機関が連携し、食の安全・安心の確保の取り組みを推進します。
- 食品取扱事業者に対して監視を強化するとともに、HACCPに沿った衛生管理の確実な実施を求め、健康被害の未然防止を行うとともに、被害を最小とするために、危機管理体制の整備を推進します。
- 農林水産物の生産工程の見える化を通じて、安全・安心な供給体制を整備します。

主な取り組み

① 食の安全・安心の確保対策の推進

- 「大分県食の安全・安心推進条例」に基づく食品安全行動計画の実施
- 食に関する適切な情報提供及びリスクコミュニケーション[※]による正しい知識の普及
- 食品表示の適正化の推進と偽装表示対策チーム等による監視指導の強化
- 飲食店でのピクトグラム[※]による食材情報提供等の食物アレルギー対策の推進

② 食品取扱事業者などに対する衛生管理体制の推進

- HACCPに沿った衛生管理手法の導入に向けた事業者への支援や指導体制の強化
- 食肉・水産物等処理事業場等への HACCP の監視指導による衛生確保
- 食品衛生監視、指導及び啓発による食中毒防止対策の推進
- 製造所、飲食店、量販店等の事業者に対し、関係機関と連携した研修会開催等による異物混入防止対策の推進

見直し委員から一言
 高齢の経営者にとって HACCP は難しいため、高齢者にも理解しやすい研修の実施が必要です。



③ 安全・安心な農林水産物の供給体制の充実

- GAP[※]（生産工程管理）やトレーサビリティシステムの普及・拡大による安全・安心の見える化
- 有機栽培[※]や化学農薬の使用量を減らす IPM[※]（総合的病害虫・雑草管理）などの推進



オーガニックフェスタを通じた有機栽培への理解醸成



天敵を用いた害虫対策

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
食中毒発生件数(件以下)	26	11	11	9	6
食品営業許可施設のHACCP導入率(%)	30	0.2	—	0.2	100

(5) 健全な食生活と地域の食をはぐくむ食育の推進

現状と課題

- 「食」は心身の健康にとって、極めて大切な要素です。とりわけ、将来の本県の発展を支える子どもたちが、豊かな人間性を育み、健全でたくましく育つためには何よりも重要です。
- 本県は豊かな自然に恵まれており、風土や歴史に根付いた多様な「食」の文化が育まれています。
- 一方で、栄養の偏りや食習慣の乱れなどによる生活習慣病の増加が社会問題となっています。また、ライフスタイルの変化により孤食や個食[※]が増え、基本的な食事マナーの低下や、食に関する感謝の気持ち、食を大切に作る心の希薄化など、食を取り巻く多くの課題が発生しています。
- 地域の伝統ある食文化を伝える機会が減少し、食文化の衰退が懸念されることから、家庭や地域において郷土料理や伝統料理の継承の機会を増やす必要があります。
- 都市化やライフスタイルの変化により、農林水産物の生産現場に対する消費者の関心が薄れてきています。
- いつでも食べ物が手に入る飽食の時代の中、食べ残しや食品廃棄物の増加が問題となっています。



伝統的な食文化の伝承



大勢で食卓を囲む「ロングテーブル」(食育推進全国大会)

これからの基本方向

- 県民が健康で豊かな生活を実現するために、一人ひとりが「食」に関する正しい知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を営む能力を身につけられるよう取り組みます。
- 地域コミュニティを活用した食育[※]の場を提供することにより、地域の特性を生かした食生活や伝統的な食文化の伝承と発展に取り組みます。
- 生産者と消費者の交流を促進し、県内で生産された農林水産物への信頼確保と地産地消の推進に取り組みます。
- 農林水産物の体験活動を通じて、自然の恩恵と「食」に関わる人々への感謝の念を醸成します。
- 食育推進全国大会[※]で培ったネットワークを活用し、県民に対して食育をさらに推進していく必要があります。

主な取り組み

① 健全な食生活を実現できる県民の育成

- 家庭・学校・地域で連携し、自分で作る「おおいた食(ごはん)の日[※]」を県民運動として推進
- 大学や企業、団体など多様な主体と連携し、子どもの頃から健全な食生活を実現するための取り組みを推進
- 地域の食材を生かしたヘルシーメニューや和食の普及促進
- 食育推進会議、地域食育推進連絡協議会、地域・学校・企業等との連携を深め、地域の実情に応じた食育活動を展開
- 教育や福祉分野の関係者と協力する子ども食堂[※]など、地域コミュニティを活用した「共食[※]」を推進



小学校での食育授業



地域コミュニティを活用した共食

② 魅力あふれる「地域の食」づくり

- 世代間の交流やツーリズム活動を通じ郷土料理など地域の食文化の伝承と情報発信
- 学校給食での地域食材の利用などを通じた地域の農林水産物への理解促進
- 生産者、流通・販売業者と協力し、地産地消を推進

見直し委員から一言
地域の産品を県民が使い、観光産業でも使用していくことが食の安全にもつながります。



③ 食をはぐくむ環境との共生

- 農林水産物の学習や体験を通じて、「いのち」をいただいていることへの理解促進と感謝の気持ちの醸成
- 未利用食材の活用や食べ残しの削減など、食品ロス[※]削減に向けた食育の推進

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度 目標値
			目標値	実績値	
朝食を毎日食べる児童生徒の割合(小5)(%)	26	90.0	92.0	89.4	95.0